

大熊町 大規模発電アドバイザー業務委託
企画プロポーザル実施要領

1 業務の目的

(目的)

大熊町では、大熊町の「ゼロカーボン宣言」の実現にむけては、町内に大量の再生可能エネルギー電源を新設・導入することが不可欠であり、長期的な見通しをもって必要な準備・手続きを遅滞なく進めていく必要がある。とりわけ既存送電線への系統連系に関しては、電力広域的運営推進機関が実施する募集プロセスに則り手続きを進める必要があるが、今般、それら募集プロセスが間もなく開始される可能性が高まってきたところである。「大熊町大規模発電アドバイザー業務委託」(以下、「本業務」という。)では、送配電や系統接続に関する制度改正や系統接続要件の情報収集・整理を行うほか、実際の系統接続の手続きを進めるための支援を行う。

2 業務内容

- (1) 対象業務名 大熊町 大規模発電アドバイザー業務委託
- (2) 仕様 別紙「大熊町 大規模発電アドバイザー業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 委託契約の締結の日から、令和3年3月31日までの期間
- (4) 委託費の上限 金 3,993,000 円 (消費税及び地方消費税込み)

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑧の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和61年10月21日訓令第1号)による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき再生手続き開始の申し立て(同

法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む) がなされている者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 過去に、発電容量 2 MW を超える再生可能エネルギーの発電施設の整備において、主たる事業者もしくはそれに準ずる立場として一般送配電事業者との系統連系の諸手続きを行った実績があること。
- ⑧ 東北地方に本社あるいは支店等を有すること。（2 以上の者が構成員となって結成した共同体として参加する場合には、構成員のいずれかが本件を満たすこと）

（２）実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

４ スケジュール及び様式一覧

（１）スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和 3 年 2 月 9 日（火）
質問受付期限	令和 3 年 2 月 12 日（金）午後 5 時まで
質問回答	令和 3 年 2 月 16 日（火）午後 5 時まで
参加資格確認申請書提出期限	令和 3 年 2 月 18 日（木）午後 5 時まで
企画提案書提出期限	令和 3 年 2 月 22 日（月）午後 5 時まで
審査結果の通知	令和 3 年 2 月 25 日（水）以降

（２）様式一覧

様式番号	項目
様式第 1 号	質問書
様式第 2 号	企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
様式第 3 号	会社概要
様式第 4 号	守秘義務誓約書
様式第 5 号	業務実施体制書
様式第 6 号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

- (1) 受付期限 令和 3 年 2 月 12 日 (金) 午後 5 時まで (必着)
- (2) 提出方法

質問書 (様式第 1 号) により、大熊町企画調整課宛てに電子メールにより提出すること。
電子メールの件名は「【質問書】大熊町 大規模発電アドバイザー業務委託仕様書」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール : kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp (企画調整課宛)

(3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和 3 年 2 月 16 日 (金) 午後 5 時までに大熊町役場のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

6 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和 3 年 2 月 18 日 (木) 午後 5 時まで (必着)
- (2) 提 出 先 企画調整課
- (3) 提出書類

- ① 企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書 (様式第 2 号)
- ② 会社概要 (様式第 3 号)
- ③ 本要領 3 プロポーザルに係る事項 (1) プロポーザル参加の要件⑦に示す業務実績を満たしていることを証する書類の写し
- ④ 本要領 3 プロポーザルに係る事項 (1) プロポーザル参加の要件⑧を満たしていることを証する書類の写し
- (4) 提出方法 郵送 (簡易書留)、持参又は電子メール

7 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

- (1) 提出期限 令和 3 年 2 月 22 日 (月) 午後 5 時まで (必着)
- (2) 提 出 先 大熊町役場企画調整課
- (3) 提出書類

- ① 企画提案書及び工程表 (様式任意。但し、日本工業規格 A4 判で両面印刷とする)

- ② 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする）
- ③ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ④ 会社概要（様式第 3 号）と、直近 2 年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）
- ⑤ 守秘義務誓約書（様式第 4 号）
- ⑥ 業務実施体制書（様式第 5 号）
- ⑦ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
- ⑧ 法人登記簿の写し（申請受付日の 3 ヶ月以内のもの）
※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第 6 号）

（4）提出部数

1 部

（5）提出方法

郵送（簡易書留）又は持参

8 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「大熊町大規模発電アドバイザー業務委託 仕様書」に基づき、以下のとおり作成すること。

本業務では、段階的に進められてきた電力システム改革の大きな流れを理解した上で、頻繁に更新されている送配電網の運用ルールを遅れなく把握し、大熊町が進める再生可能エネルギー導入が円滑に進むよう系統接続等のプロセスを支援することを求めている。提案者は、以下の内容について資料を作成すること。

（1）提案内容

（ア）電力送電網の制度改正について（仕様書 3（1）関連）

- ・ 昨今急速に検討が進んでいるノンファーム型接続、N－1 電制などの日本型コネクト&マネージ制度について、その概要を情報整理し、発電事業者に対してどういったインパクトがあるか簡潔にまとめること。
- ・ そうした制度改正が特に福島県浜通り地域に与える影響について分析すること。

（イ）系統連系について（仕様書 3（2）関連）

- ・ 系統連系のために必要なプロセスとポイントを簡潔に示すこと。
- ・ 大熊町が大規模再生可能エネルギーの系統連系を進めるためのステップを概観しそのためのスケジュールを整理すること。

(2) 留意事項

- ・提案資料は1時間程度で内容を把握できる分量とすること。(日本工業規格 A4 判で30ページ以内を目安とする)
- ・情報整理については情報の出典を明らかに客観的根拠に基づき記載し、業務の遂行に関する内容については具体的に記述すること。
- ・提案書作成に当たっては、電力系統や送配電システムについての初心者であっても理解しやすいような平易な説明を心がけること。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員等)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、町は本業務に関する審査委員会においてこれを総合的に評価し、契約候補者(単独随意契約候補者)を選定する。

(2) 審査会(書面審査)

審査委員会において、企画提案書に基づき書面審査を行う。本審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。なお、書面審査に先立って審査委員から企

画提案書に関する質問があった場合、提案者に対して質問への回答を求める場合があるため、適宜対応すること。

① 審査基準

下記の項目に基づいて審査・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。
 なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

② 通知等

審査結果は速やかに参加者に通知する。選定されなかった者は、書面により、審査結果についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して 15 日以内に提出しなければならないものとする。

【審査基準】

評価項目		審査の視点	配点
1. 業務体制			(10)
①	体制・計画	・業務を期間内に実施する上で十分な体制、計画であるか。	5
②	実績	・系統連系に携わった実績を十分に有するか。	5
2. 電力送電網の制度改正について			(10)
③	全国的な制度改正の状況	ノンファーム型接続、N－1 電制などの日本型コネクト&マネージ制度について、要点を抑えて正確に理解しているか。	5
④	浜通り地域に与える影響	福島県浜通り地域の送電網の状況を踏まえた上で全国の制度改正がもたらす影響を適切に分析できているか。	5
3. 系統連系について			(20)
⑤	系統連系手続き	系統連系のために必要な手続きや重要なポイントを把握しているか。	5
⑥	大熊町における系統連系	大熊町で再エネ導入を進める際に、スケジュール感を把握しながら、その段階に応じた適切な支援を行うことが期待できるか。	5
⑦	町の計画	町の復興計画、ゼロカーボンビジョン等を正確に把握した上で、本業務の目的や位置づけを捉えているか。	5
⑧	地域性への理解	避難指示等の大熊町の状況、土地利用状況やその制約要因を把握した上で、再生可能エネルギーの導入可能性の高い場所を分析できているか。	5
合計点			(40)

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

1 1 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

1 3 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町役場 企画調整課

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号 0240-23-7586

メールアドレス kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp